

## ○有資格業者に対する指名停止に関する要綱

平成18年1月1日  
告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、南相馬市財務規則（平成18年南相馬市規則第37号）第122条の規定により指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名しないものとする。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うことができる。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うことができる。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うことができる。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ当該各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9号から第11号までの措置要件のいずれかに係る指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表第9号から第11号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、新たな事案により措置要件に該当し、指名停止を行うこととなったときは、当該指名停止に係る期間に、既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加算するものとする。
- 7 第2項又は前3項の規定を適用後、指名停止の期間が36月を超える場合は、36月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項又は第4項の規定に該当することとなった場合を除く。）における指名停止の期間は、別表第10号又は第11号の規定により定める期間の2倍の期間とする。ただし、当該規定適用後の期間が36月を超える場合は、36月とする。

- (1) 市職員が談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第10号又は第11号に該当したとき。
- (2) 別表第10号又は第11号に該当する有資格業者（その役員及び使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（同法第96条の3第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第10号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号に該当することとなった場合を除く。）。

(5) 市又は他の公共機関の職員が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第11号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（同表第9号又は第10号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

2 別表第10号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が同表第10号に規定する期間の短期を下回るときは、第4条第3項の規定を適用するものとする。

（指名停止の解除）

第6条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（審査委員会の審議の経由）

第7条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ南相馬市入札契約審査委員会規程（平成18年南相馬市訓令第29号）に規定する南相馬市入札契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経なければならない。

（指名停止の通知）

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が本市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、契約を締結すべき合理的な理由があるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が本市と締結した契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認しないものとする。

（指名停止に至らない理由に関する措置）

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名回避）

第12条 市長は、前条の規定により書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行う場合において特に必要があると認めるときは、当該有資格業者の指名を回避することができる。

2 市長は、有資格業者が別表各号に規定する措置要件に該当する行為を行った事実を知ったときは、第2条第1項の規定により指名停止を行うまでの間、当該有資格業者の指名を回避するものとする。

(工事請負以外の契約に係る指名停止への準用)

第13条 工事請負に係る有資格業者以外の有資格業者に対する指名停止については、この告示の規定を準用する。

(その他)

第14条 この告示の実施に関し必要な事項は、審査委員会の委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和61年小高町訓令第12号)、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成6年鹿島町訓令第15号)又は有資格業者に対する指名停止に関する要綱(平成7年原町市告示第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年告示第14号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに発生した事実又は行為に基づく措置については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月26日告示第56号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

別表(第2条関係)

措置要件	期間
(虚偽記載)	
(1) 本市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資	当該認定をした日から1月以上12月以内



<p>措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	
<p>(贈賄) (9) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18月以上24月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為) (10) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月以上24月以内</p>
<p>(競売入札妨害等) (11) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18月以上24月以内</p>
<p>(建設業法違反行為) (12) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは同法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p>
<p>(廃棄物処理関係法令違反行為) (13) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは同法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等) (14) 有資格業者である個人又は有資格業者</p>	<p>当該認定をした日から1月以上24月以内</p>

<p>者である法人の役員若しくはその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者が暴力団等との関係が認められるとき、若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行うなど工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(15) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(16) 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。）が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>